

2017 年度

国際交流基金アジアセンター “日本語パートナーズ” 派遣事業 大学推薦プログラム 実施要項（法政大学版）

1. プログラムの背景・目的

独立行政法人国際交流基金では、幅広い世代の人材を ASEAN 諸国の教育機関で日本語を教える教師やその生徒のパートナーとして派遣する “日本語パートナーズ” 派遣事業を実施しています。“日本語パートナーズ” は主として中等教育機関に派遣され、現地日本語教師と学習者の日本語学習のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、ASEAN 諸国の日本語教育を支援します。同時に、パートナー自身も現地の言語や文化についての学びを深め、ASEAN 諸国と日本の架け橋となることを目標とします。

特に若年層（学生）の “日本語パートナーズ” は、現地の受け入れニーズが高く、また、“日本語パートナーズ” での経験を通して成長し、将来日本とアジアとの架け橋として活躍して頂くという期待も寄せられています。

法政大学では、学内において「日本と ASEAN 諸国との架け橋となる志をもった」意欲ある学生を選抜、推薦します。そして、国際交流基金は推薦を受けた学生を現地に派遣し、日本と ASEAN 諸国との国際文化交流を促進していきます。

約半年から1年の期間に、この活動を通じて多くを発見・吸収していただき、それらを周囲へ、未来へともに広げていきましょう。

2. “日本語パートナーズ” の活動内容

現地派遣先等との協議を通じて決定しますが、主として以下の活動を行う予定です。

- (1) 現地日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流（日本語での会話、文化活動への協力等）
- (4) 派遣される国の国際交流基金海外拠点が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

3. 求める人材像・適性

“日本語パートナーズ” は、現地日本語教師・学習者の「パートナー」として活動するため、指導的な立場ではなく派遣先国の方々と一緒に協力しながら活動が行えることが求められます。そして、“日本語パートナーズ” として派遣された経験を今後どのように活かしたいか、帰国後のビジョンを描ける人物が望ましいと考えます。また、言葉、宗教、習慣、文化の違いによる困難があった場合も、明るく謙虚な姿勢で問題解決に取り組むことができることが望ましいと考え、次のような人材を求めます。

- (1) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに情熱をもっていること
- (2) 現地の先生のサポート役として活動ができること
- (3) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティと柔軟性があること
- (4) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがあること

4. 派遣国および派遣期間（予定）

【タイ 5 期】 : 2017 年 5 月頃～2018 年 3 月頃

【インドネシア 8 期】 : 2017 年 9 月頃～2018 年 3 月頃

※派遣先国の都合により派遣時期等が若干変動する可能性があります。

5. 推薦人数（1 校あたり）

【タイ 5 期】 : 最大 2 名

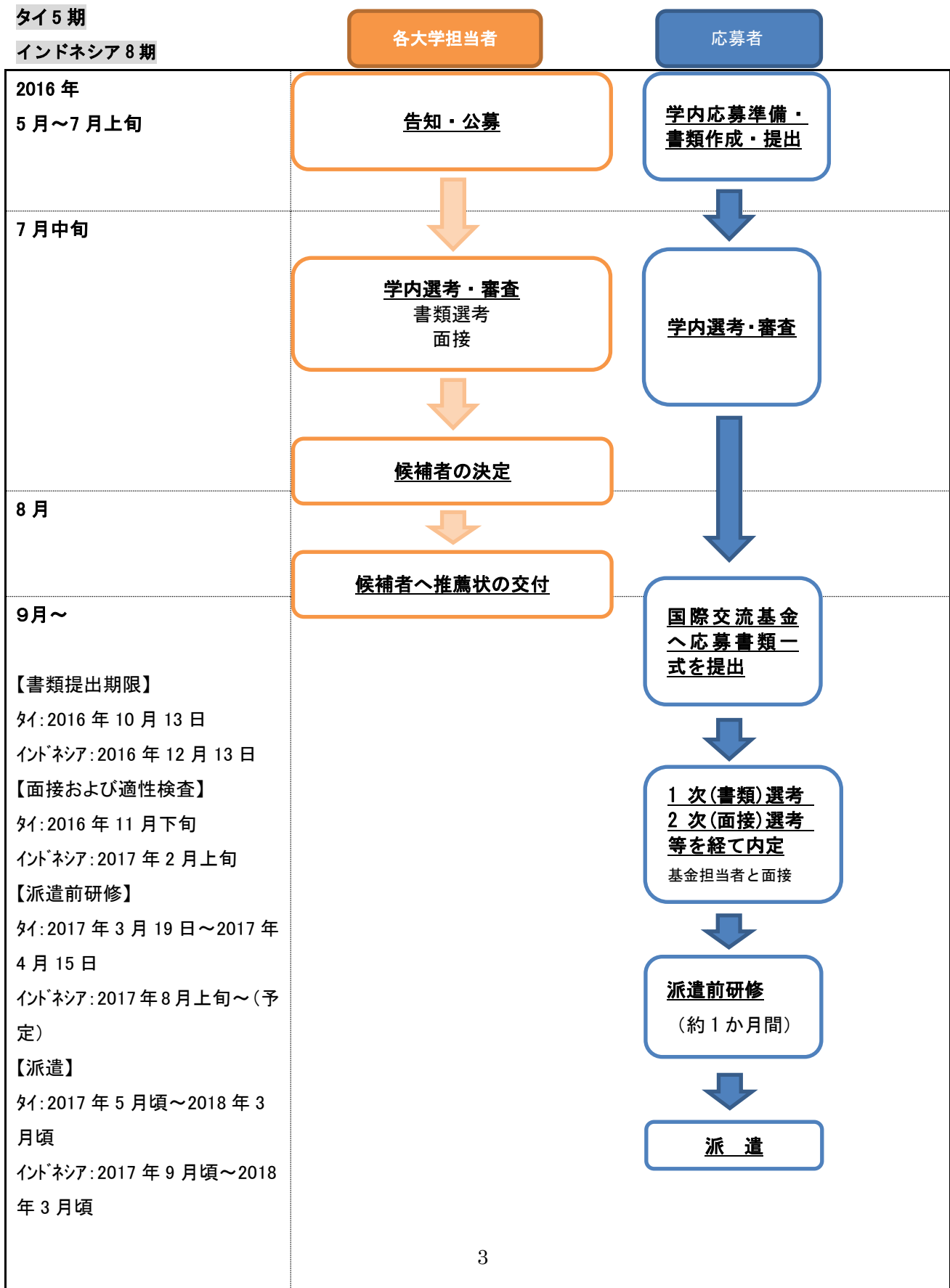
【インドネシア 8 期】 : 最大 3 名

6. 推薦の対象となる学生の要件

本プログラムで推薦される学生とは、以下に掲げる要件をすべて満たす学生です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、日本と ASEAN 諸国の架け橋となる志をもっている学生
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶりなど）に対応できる学生
- (3) 年齢が 20 歳以上である学生（タイ 5 期 : 2016 年 10 月 13 日現在、インドネシア 8 期 : 2016 年 12 月 13 日現在）
- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者である学生
(国籍留保の届出をしている方、重国籍の方は、日本国籍選択の手続きが完了していること)
- (5) 応募時に本学の学部または大学院に在籍している学生
- (6) 日常英会話ができる学生（英語で最低限の意思疎通が図れる程度）
- (7) 基金が指定する派遣前研修全日程に参加できる学生
- (8) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できる学生
- (9) 心身ともに健康である学生
- (10) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成など）

7. 応募者の推薦から派遣までの流れ（予定）



(1) 学内応募期間

プログラム	学内応募期間
タイ 5 期	2016 年 6 月 3 日 (金) ～7 月 8 日 (金)
インドネシア 8 期	※但し、土・日曜日を除く。

(2) プログラム説明会

本プログラムに関心をお持ちの方、応募にあたり不安を感じている方のために、以下の日程でプログラム説明会を開催します。

【期日】 2016 年 6 月 3 日 (金)

【時間】 12:50～

【場所】 市ヶ谷キャンパス F 402 教室 (富士見坂校舎 4 階)

(3) 提出書類 ※下記応募フォームは、法政大学グローバル教育センターHPにてダウンロード可能です。応募書類 (以下の 1～3) を取りまとめ、各キャンパスの担当事務局に提出してください。いずれも原本を提出、コピー不可とします。

1. 自己紹介用紙 (所定用紙)

2. 推薦書 (所定用紙)

ゼミの指導教官や学生課の職員等、学生の人柄や学業等についてよく知る教職員が作成してください。

3. 在学証明書 (和文)

(4) 提出場所

キャンパス	事務局
市ヶ谷キャンパス	グローバル教育センター事務局 58 年館 2 階
多摩キャンパス	多摩キャンパス 学務課グローバル担当 総合棟地下 1 階
小金井キャンパス	小金井キャンパス国際交流支援室 管理棟 3 階

(5) 学内選考・審査

<タイ 5 期・インドネシア 8 期>

- ・日 時 2016 年 7 月 16 日 (土) 13:30～
- ・集合場所 市ヶ谷キャンパス S 2 0 1 教室 (外濠校舎 2 階)
- ・内 容 面接試験

※学内選考結果はEメールにてお知らせします。

※学内選考・審査後は各自書類を国際交流基金に提出してください。

(6) 国際交流基金への応募書類提出

国際交流基金へ法政大学が交付する推薦状と応募書類一式を併せて提出してください。

各書類はいずれも原本を提出、コピー不可とします。

- ① 応募用紙 ②在学証明書1通 ③大学から受領した推薦状1通

<応募締切>

【タイ 5 期】 2016 年 10 月 13 日 締切 (郵送必着、持ち込み不可)

【インドネシア 8 期】 2016 年 12 月 13 日 締切 (郵送必着、持ち込み不可)

<提出先>

国際交流基金アジアセンター日本語事業第 2 チーム

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-1

(封筒に「日本語パートナーズ」応募書類在中」と朱書きしてください)

<応募の際の注意等>

- ① 応募用紙は募集期間中に国際交流基金アジアセンターウェブサイトの「募集情報」にアクセスし、「応募受付」を行うことでダウンロードできます。(募集開始日は決まり次第同ウェブサイト)に公開します。)
- ② 職歴や海外渡航歴等、応募用紙に書ききれないものについては、適宜別紙(A4用紙1枚程度)に記載してください。
- ③ 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- ④ 提出書類作成、送付にかかる費用はすべて応募者の負担とします。

(7) 第 1 次選考 (書類選考)

大学から推薦された学生に対し、国際交流基金側で選考結果通知を行います。

第 1 次選考通過者は、健康診断個人票、健康自己申告書および和文・英文略歴書

(いずれも指定様式)を期限までに提出してください。

1. 和文・英文略歴書 (所定用紙)

派遣先機関が応募者の能力や適性等を確認するためのものです。あわせてお送りする記入例(和文・英文とも)をもとに作成してください。

2. 健康診断個人票/健康自己申告書 (所定用紙)

指定様式にしたがい、各自医療機関で受診し提出してください。

検査項目は「海外派遣労働者の健康診断 (労働安全衛生規則第 45 条の 2)」の項目を準用しています。また、「健康自己申告書」は被推薦予定者本人が記入したものを、提出してく

ださい。

※健康診断費用は支給しません。

(8) 第 2 次選考（面接および適性検査）

【タイ 5 期】：2016 年 11 月下旬

【インドネシア 8 期】：2017 年 2 月上旬

（※詳しい日程は応募時にアジアセンターウェブサイトを確認してください）

場所：国際交流基金本部（東京都新宿区）

※交通費は支給しません。

(9) 選考結果通知、内定受諾の確認

国際交流基金から応募者に対して個別に選考結果通知を行います。

第 2 次選考結果通知書に同封する内定受諾書の返送をもって、応募者（被推薦者）は“日本語パートナーズ”の内定者となります。内定受諾後、基金において渡航の手続を開始します。

(10) 合意書の締結

国際交流基金と“日本語パートナーズ”は、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき国際交流基金は“日本語パートナーズ”に業務を委嘱します。国際交流基金と“日本語パートナーズ”は雇用関係にありません。また、国際交流基金は、“日本語パートナーズ”の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任は負いません。

内定者には、合意書締結を行う段階で、派遣先国内の地域、派遣先機関の情報を提供します。派遣先国内の都市や派遣先機関は、国際交流基金及び派遣先機関が決定します。内定者が選ぶことはできません。

(11) 派遣前研修

【タイ 5 期】

日程：2017 年 3 月 19 日（日）～4 月 15 日（土）（予定）

場所：国際交流基金日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

【インドネシア 8 期】

日程：2017 年 8 月上旬～9 月上旬（調整中）

場所：調整中

※合意書の締結後、内定者には約 4 週間の派遣前研修（合宿形式）に参加いただきます。

研修は、現地の生活、活動に必要な現地語の習得、任国事情、現地日本語教師への協力方法などの知識を身につけるために行なうものです。原則として、すべての研修プログラムを修了しなければ“日本語パートナーズ”としての派遣は行いません。

8. 待遇

派遣される学生には以下の費用等を支給します。

(1) 滞在費

【タイ】月額 110,000 円程度（所得税引後）

【インドネシア】月額 110,000 円程度（所得税引後）

※派遣先国の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて国際交流基金が国ごとに定めた額。

※基金の規程が改定される場合には、滞在費の額が増減することがあります。

※滞在費は源泉徴収の対象になります。

(2) 住居提供

基金が住居を提供します。

※“日本語パートナーズ”が手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は基金が負担します。

※光熱費、通信費等は“日本語パートナーズ”が滞在費から支弁することになります。

(3) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（ディスカウントエコノミークラス）を支給します。

(4) 赴任時の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給します。

(5) 赴任時の支度料等

支度料、移転料、着後手当を支給します。

(6) 業務に必要な教具等

基金が業務上必要と認める教材、機材は基金が用意し現物支給、もしくは貸与します。

(7) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給します。

(8) 海外旅行保険

基金が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配します。

傷害死亡保険金 最高 5,000 万円

傷害後遺障害保険金 最高 5,000 万円

治療・救援費用保険金 最高 5,000 万円

疾病死亡保険金 最高 3,000 万円

※なお、既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病、自動車等の運転による傷害等にはこの保険は適用されません。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。基金は保険会社から実際に支払われる補償額を超える措置はできません。

9. 内定から派遣までの留意事項

内定後、以下に該当する場合には内定取消しになる場合があります。

(1) 内定から本邦出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と国

際交流基金が判断した場合

- (2) 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると国際交流基金が判断した場合

10. “日本語パートナーズ”の義務と派遣条件

“日本語パートナーズ”は、以下の義務と派遣条件を守らねばなりません。

- (1) 基金の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと
- (5) 派遣期間が終わり次第、直ちに帰国すること
- (6) 派遣期間中は国際交流基金の許可なくして派遣先国を離れないこと
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

11. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

12. 個人情報に関して

- (1) 派遣事業実施のため、“日本語パートナーズ”の氏名、派遣先国名、性別、生年月日、自宅住所、略歴、所属機関、派遣前研修期間等に関する情報を、派遣先機関、派遣先国の日本大使館、日本国外務省及び関連各公館等関係機関に提供します。
- (2) 採否審査のため、提出書類を外部有識者等に提供することがあります。
- (3) 提出書類に記入された連絡先に、他の基金事業についてご案内をお送りすることがあります。
- (4) “日本語パートナーズ”の氏名、派遣先国名、性別、所属機関、派遣期間等に関する情報により統計資料を作成し国際交流基金年報、事業実績、ウェブサイト等に掲載するために利用します。
- (5) 本事業広報及び事業報告のために、“日本語パートナーズ”の写真、動画等をウェブサイトやSNS等の媒体に掲載することがあります。
- (6) 上記以外の理由で応募に際していただいた個人情報を使用することはありません。

13. その他

- (1) 基金と“日本語パートナーズ”は、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき基金は“日本語パートナーズ”に業務を委嘱します。基金と“日本語パートナーズ”は雇用関係にありません。
- (2) 本プログラムへの参加は長期にわたるため、原則休学手続きのうえ渡航する必要があることを予めご承知おきください。

- (3) 応募要件や選考日程等は変更になる場合があります。詳細は、募集開始時までに基金アジアセンターウェブサイト等で公開するタイ 5 期、インドネシア 8 期の募集要項をご確認ください。
- (4) “日本語パートナーズ” 派遣事業の詳細は、国際交流基金アジアセンター
<http://jfac.jp/partners/> も併せてご覧ください。

14. 問い合わせ先

<学内選考に関する問い合わせ>

法政大学グローバル教育センター（担当：半妙・永瀬）

電話：03-3264-9547 / FAX：03-3264-4624

Eメール：gso@hosei.ac.jp

※お問い合わせの際には「国際交流基金の日本語パートナーズプログラムに関して」と明記してください。

<その他の問い合わせ>

国際交流基金アジアセンター日本語事業第 2 チーム

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-1

電話：03-5369-6136 / FAX：03-5369-6036

Eメール：nihongopartners@jpf.go.jp

以上